

一般社団法人表面分析研究会会員細則

(目的)

第1条 この細則は、会務を執行するために必要な事項を定める。

(英文名称)

第2条 一般社団法人表面分析研究会（以下「研究会」と称する）の英文名称を The Surface Analysis Society of Japan と称し、略称を SASJ とする。

(会員の資格)

第3条 本研究会の趣旨に賛同する個人又は法人は、本研究会の会員になることができる。

2 社員は会員を兼ねる。

(会員の権利)

第4条 会員は、本研究会が主催する各種の事業に参画できる。

(入会の手続き)

第5条 入会希望者は、本研究会のWebでデータ入力のと、会長宛にFAX又は郵送でメンバーID申請用紙を提出しなければならない。

2 前項の場合に置いて、会長は幹事会の過半数の承認を得なければならない。

3 総務は、会員名簿に登録し、メンバーIDを連絡しなければならない。

(退会の手続き)

第6条 会員は退会しようとするときは、会長に申し出なければならない。

2 前項の場合において、総務はそれぞれ会員名簿から退会者の氏名を抹消しなければならない。

(幹事会)

第7条 研究会に幹事会をおき、次の者をもって構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営諮問委員 数名
- (4) 幹事 10名程度
- (5) 会計 1名
- (6) 総務 数名
- (7) 監事 数名

(会長、幹事等の職務)

第8条 幹事会の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、研究会を代表し、会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 運営諮問委員は、長期的展望に基づいた研究会活動に関する提案を行う。
- (4) 幹事は、研究会の事業活動を統括的に企画し、審議し、または推進する。
- (5) 監事は、研究会の会務を監査する。
- (6) 定款に定められた研究会の目的達成のために、幹事会の下に各種委員会を設置する。各種委員会の設置・運営規定は別途定め、幹事会の承認を得る。

(会計)

第9条 会計は、理事の管理のもと、次の帳簿を具備しなければならない。

- (1) 仕訳日記帳

- (2) 現金出納簿
 - (3) 預金出納簿
 - (4) 総勘定元帳
 - (5) 各勘定補助簿
 - (6) 固定資産台帳
- 2 会計の管理は、会長が代行できるものとする。
 - 3 会計年度終了後2ヶ月以内に、会長の承認を得た確定申告書を、理事に提出する。
 - 4 会計年度終了後2ヶ月以内に、会長の承認を得た会計年度決算報告書を、理事に提出する。
 - 5 会計年度終了後2ヶ月以内に、会長の承認を得た事業報告書を、理事に提出する。
 - 6 理事承認後の2、3、4項書類を税務署及び都税務署へ提出し、そのコピーを総務へも提出する。

第10条 総務は、理事の統括のもと会長が管理し、次の書類等を保管管理する。

- (1) 電子印影を含む印鑑の保管
- (2) 会員名簿
- (3) 会議録
- (4) その他必要とみられる書類

(幹事等の選任・任期)

第11条 会長は、社員の互選による。幹事会構成員からの互選でも良い。

- 2 運営諮問委員は、社員をもって当てる。
- 3 幹事は、運営諮問委員の推薦を受けて、会長が選任する。
- 4 副会長は、幹事会の承認を得て、会長が選任する。
- 5 会計は、会長が選任し、理事の承認を得る。
- 6 総務は、会長が選任し、理事の承認を得る。
- 7 幹事会構成員の任期は3年とし、再任は妨げないものとする。

(顧問)

第12条 研究会に顧問をおく。

- 2 顧問は、幹事会の承認を得て、会長が指名する。
- 3 顧問は、研究会の重要事項に関して、幹事会の相談に応じる。

(国際諮問委員)

第13条 研究会に国際諮問委員数名をおく。

- 2 国際諮問委員は、幹事会の承認を得て、会長が指名する。
- 3 国際諮問委員は、研究会の国際活動に関して、幹事会の相談に応じる。

(会員の入会及び退会)

第14条 会員の入会及び退会の承認は幹事会が審査し、決定する。

(会費)

第15条 会員は研究会が主催する事業に参加するには、必要経費を負担する。

(分科会等の設置)

第16条 研究会は特定の研究分野に関しての分科会を設けることができる。

(細則の変更)

第17条 本細則の変更は、社員総会の議決を経なければ変更することができない。

(その他)

第18条 その他必要事項は、理事が決定する。

付則 本細則は平成21年9月17日より施行する。